

コピーライトラウンジ

第9回

1964年東京五輪と著作権

宮武 久佳

「東京オリンピック」と聞くと、前の1964年大会が思い浮かびます（残念ながら2020年大会への実感は未だありません）。

1964年の大会では日本中が沸きました。当時私は小学校2年生。真っ青な快晴に恵まれた10月10日の開会式のテレビ中継を釘付けになって見ました。

「体操のチャスラフスカ」「マラソンのアベベ」「東洋の魔女（バレーボール）」「重量挙げの三宅」などが国中を魅了しました。私は大阪にいましたが、オリンピックの熱を十分すぎるほど感じていました。老若男女が一喜一憂し、喝采とため息の2週間を過ごしました。

あれから50年が経ちました。急に仕事の話で恐縮ですが、新聞やグラフ雑誌で見たオリンピックの写真の著作権が切れていることに、つい最近、気付きました。新聞社や雑誌社が世に出した無数の写真は今やパブリックドメイン（PD＝公有）になったのですね。

◆著作権の保護期間

一般に、写真は著作物と認定されます。著作権の保護期間中であれば、撮影者が著作権を持ちます。私的使用や教育目的でないのなら、他人が無断で複製したり、スキャンしたりすることはできません。

日本における著作権の保護期間は、原則として著作者の存命中と死後50年です。しかし、新聞社や雑誌社に勤務する記者やフォトグラファーが仕事で撮影した写真の著作権は撮影した個人に帰属するのではなく、勤務先の会社に属します。これをご存知の通り、「職務著作」と言いますが、職務著作の場合の保護期間は、公表後50年です（「死後」50年でなく「公表後」50年にご注意）。

この50年とは、公表された翌年の1月1日から起算して50年を意味します。

このルールにのっとると、1964年に新聞社などが公表した写真の著作権は、1965年の元旦から50年間続いたこととなります。つまり、2014年の大晦日までは、新聞社などに著作権がありました。新年になった瞬間に著作権が切れて、PDになったと考えられます。

◆ただし、肖像権にはご注意ください

新聞社や通信社、雑誌社による1964年の東京オリンピックの報道写真は、全国の学校や図書館、メディア、家庭に散逸しています。理屈上は、これらの写真は、今年の元旦から、公共のものとなりましたから、誰でも自由にコピーしたり、ネット上に載せてもよいことになりました。

写真の著作権が切れるということは、A新聞社が撮影した写真をB新聞社が自社の紙面やサイトに使って良いということの意味です。この考えを進めると、報道機関は、2015年の元旦をもって、一挙に膨大な数の写真からなる「1964年の写真共同アーカイブ」を持ったこととなります。

今後、2020年の東京五輪に向け、新聞社が撮影した1964年東京五輪の写真への需要が高まることは必至で

す。新聞社やテレビ局は、これまで自由に使えなかった、他社が撮影した写真を報道に取り入れることが可能になります。他社のスクープ写真も自由に使えるのですね。

ただし、写真に人物が写っている場合は要注意です。被写体となった選手や役員、一般市民は、著作権とは別の権利である「肖像権」を持つからです。スポーツの祭典で活躍した選手の写真を報道目的以外で用いることについては慎重でなければなりません。企業が広告や宣伝に使う場合は、写っている人に許可を求める必要があるでしょう。

◆著作権がなくても

「何だ、選手の姿が自由に使えないのなら、たいしたことないや」と言うなかれ。1964年は、戦後日本の大転換点です。東海道新幹線や東京モノレールの開通、首都高速の大整備、都心の建築ラッシュなど「変わりゆく東京や日本」を伝える写真が山ほどあります。

とはいえ、自社のオリジナル写真でないものを使うことには技術的な課題もあります。それは画質の話です。オリジナルのネガを持っていない他社は新聞紙面や雑誌のページで印刷された写真しか使うことができません。ポジ写真の二次利用では画質が落ちるので、利用しようにも機会が限られるでしょう。

著作権切れとなった映画の『ローマの休日』『シェーン』が今では格安DVDとなって、驚くほどの安価で売られている状況と似ています。格安DVDの画質は、マスターフィルムから作られた正規品に見劣りしますし、音声や字幕の切り替えができなかったりします。質の高い映像や音声を得るには、オリジナルの製品版に限ります。

著作権の保護期間が切れたからと言って、オリジナルの所有者が、一挙にビジネス機会を失うわけでもありません。コンテンツの世界には、オリジナル製品でしか味わえない良さがあるからです。

原版を持つ新聞社が「1964年の日本」に関する高画質の写真の有償で提供することで収益を得ることもできます。「コンテンツを生み出す人が王様」「オリジナルを持つ人にはかなわない」など、著作権世界でよく交わされるセリフに行き当たります。

東京理科大学大学院イノベーション研究科教授。日本音楽著作権協会（JASRAC）理事。元ハーバード大学客員ジャーナリスト（Nieman Fellow）。共同通信社記者・デスク、横浜国立大学教授を経て2012年から現職。著書に『知的財産と創造性』（みすず書房）など。

